

宮崎市いじめ防止基本方針の概要

1 基本方針の考え方

- (1) いじめ防止対策推進法(以下「法」という。)第12条に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として策定する。
- (2) 基本方針の柱建て、内容等については、国及び県の基本方針を参酌するが、いじめ防止等のために市が実施する基本的施策の内容については、本市において必要な内容を織り込んで記述する。

2 基本方針のポイント

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

児童等に対して、一定の人的関係にある他の児童等が行う行為
 心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)
 当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じている行為

2 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。
 嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。

「暴力を伴わないいじめ」であっても、「暴力を伴ういじめ」と同様に、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- (1) いじめの防止 (2) いじめの早期発見 (3) いじめへの対処
- (4) 家庭や地域との連携 (5) 関係機関との連携

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめ防止等のために市が実施する施策

- (1) 宮崎市教育委員会の附属機関「宮崎市いじめ防止対策委員会」の設置(条例により新設)
 機能
 - ・ 学校への専門的な立場からの助言
 - ・ 重大事態に係る事実関係を明らかにするための調査の実施
 構成員
 弁護士、元警察官、臨床心理士、大学教授、元教員など 計5名
- (2) 財政上の措置等
- (3) 市教育委員会として実施する基本的施策
 - ア いじめの未然防止のための措置
 道徳教育及び体験活動の充実、生徒指導に関する学校訪問での指導・助言、特別活動の充実、保護者等への啓発 など
 - イ いじめの早期発見のための措置
 相談窓口(適応指導教室、教育相談センター、青少年育成センター)の周知
 - ウ 関係機関等との連携
 警察や児童相談所等との連携

- エ 人材の確保及び資質の向上
 - いじめや人権教育に関する教職員の研修の充実
 - スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣
- オ ネット上のいじめへの対策
 - 情報モラル教育等の充実 など
- (4) その他
 - ア 学校におけるいじめ防止等の取組の点検・充実
 - いじめ根絶週間の実施（年3回） など
- 2 学校におけるいじめの防止等に関する措置
 - (1) 学校いじめ防止基本方針の策定
 - (2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織
 - ア いじめ防止等に関する措置を実効的に行うための組織の設置
 - 既存の「いじめ・不登校対策委員会」の活用
 - 活動内容
 - いじめ防止基本方針、年間指導計画の作成、校内研修の企画、いじめが疑われる案件の事実確認、対応方針の決定、要配慮児童生徒への支援方針の決定 など
 - 構成員
 - 校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭 など
 - (3) 児童生徒が主体となったいじめの防止等の取組の推進
 - 児童会、生徒会が主体となったいじめの根絶や命の大切さを呼びかける活動などの推進
- 3 重大事態への対処
 - (1) 市教育委員会又は学校による調査
 - ア 重大事態の発生と調査
 - (ア) 重大事態の意味
 - 児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合 など
 - (イ) 調査を行うための組織について
 - 重大事態について、市教育委員会が調査を行うときは、「宮崎市いじめ防止対策委員会」を組織として活用する。
 - イ 調査結果の提供及び報告
 - (イ) 調査結果の報告
 - 調査結果については市長に報告する。
 - (2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置
 - ア 再調査
 - 市長部局の附属機関の設置（条例により新設または既存の機関の活用）
 - 機能
 - 重大事態への対処又は重大事態と同種の事態の発生の防止に資するために必要があると認めるときの再調査
 - イ 再調査の結果を踏まえた措置等

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

市は基本方針の策定から3年を目途として、国及び県の動向を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があれば措置を講じる。

担当課：学校教育課

TEL：0985-21-1833